

**えん罪被害者の速やかな救済のために、
再審法（刑事訴訟法第4編「再審」）の改正を求めます。**

法務大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿

間違った有罪判決で無実の罪を着せられたえん罪被害者を救済するための最後の手段として、再審という制度があります。我が国では、4つの死刑確定事件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）で再審により無罪判決が確定していたところ、最近では、袴田事件で再審開始決定後、無罪判決がだされてこれが確定しました。死刑確定事件では5件目の再審無罪判決となります。また、近年、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件及び湖東事件などで再審により無罪判決が確定しています。

しかし、現実には、10年、20年、時には人生の大半をかけて、自らの無実を主張するものの、今なおえん罪を晴らすことができずに苦しんでいる人が大勢います。その原因は、再審の手続を定める法律の規定が不十分であり、そのことが「再審格差」とも呼ばれる裁判所ごとの格差（運用の不統一）や、手続の長期化などを生み出しているという点にあります。このような状態は、速やかに改善されなければなりません。

そこで、私たちは、えん罪被害者の速やかな救済のために、①捜査機関の手元にある証拠を再審請求人が利用できるようにする仕組みを設けること（再審請求手続における証拠開示の法制化）や、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てを法律によって禁止することを含む再審法（刑事訴訟法第4編「再審」）の改正を求めます。

年 月 日

（団体名）
